

DCとはDefined Contributionの略です。

平成16年6月11日

年金関連改革法案可決

年金改革関連法が成立したことを受けまして401kの拠出限度額が上げられ、中途脱退時の要件も緩和されることになりました。

【企業年金で一部緩和措置】

年金改革関連法案が4日の参院本会議で可決、成立したことを受けて、企業年金関連については確定拠出年金(401k)で、**掛金の拠出限度額が引上げ**られます。これは公的年金を補完し、老後の所得を確保するためのものです。

また、**中途脱退時の要件緩和**や、**企業年金間のポータビリティの確保**など、これまで以上に利便性が高まることとなります。

【掛金の拠出限度額を引上げ】

企業型年金については、今年の10月以降、厚生年金基金など既存の**企業年金を導入している企業**では、従業員一人当たり年間**2万7千6百円(月額1万8千円)**から年間**2万7千6百円(月額2万3千円)**に、**企業年金を導入していない企業**の場合は、年間**4万3千2百円(月額3万6千円)**から年間**5万5千2百円(月額4万6千円)**に、掛金の限度額をそれぞれ引上げる方針で、今後、政令で定めることとなります。

一方、個人型年金については、**企業年金がなく、企業型の確定拠出型年金も導入していない企業**の従業員等(第2号加入者)が対象となり、現状の年間**1万8千円(月額1万5千円)**から、年間**2万1千6百円(月額1万8千円)**に引上げられることとなります。

現行の掛金上限額と引上げ後の年間掛金上限額

年金	条件	現行の掛金	引上げ後の掛金
企業型	企業年金あり	21万6千円 (月額1万8千円)	27万6千円 (月額2万3千円)
	" なし	43万2千円 (月額3万6千円)	55万2千円 (月額4万6千円)
個人型	" なし	18万円 (月額1万5千円)	21万6千円 (月額1万8千円)

なお自営業者等(第1号加入者)も個人型年金の加入対象ですが年間8万1千6百円(月額6万8千円)は変更されていません。

【中途引出し要件の緩和】

これまででは、通算加入(拠出)期間が3年を超えてしまうと、確定拠出年金の企業型年金を導入している企業を退職し、公務員や第3号被保険者(サラリーマンの専業主婦)等になった場合は、脱退一時金の請求はできないとされていました。ところがそれでは資産が少額である場合に手数料で資産が減失してしまう可能性がある点が問題視されはじめました。そこで今回の改革により、平成17年10月からは、企業型から個人型に移換後に脱退した場合に、通算加入(拠出)期間の規定を緩和し、通算加入(拠出)期間が3年超でも、その資産額が**50万円**以下なら中途引出しができるようになります。また企業型からの直接脱退でも資産額が**1万5千円**以下の場合には中途引出しが出来るようになります。

	現行	改正
企業型から個人型へ移換後、脱退	個人型で制度上、掛金を収められない者(第3号被保険者等)については、 加入期間が3年以下	同左 加入期間が3年以下または資産額50万円以下
直接脱退	—	資産額1万5千円以下

【ポータビリティの確保】

企業年金の**ポータビリティ**を確保するため、厚生年金基金と確定給付企業年金の間や確定拠出企業年金への資産移換が可能となります。

【その他の法案について】

このほか、年金積立金の管理・運営を行う独立行政法人の目的や業務範囲などを定めた**年金積立金管理運用独立行政法人法**、年金支給開始年齢である65歳まで雇用機会の確保を義務付ける**改正高齢者雇用安定法**なども成立しました。

定年引上げや**継続雇用制度**などは、2006年度から2013年度にかけて段階的に実施されることとなります。しかし、これによって高齢者雇用の安定は図れるものの、次世代の年金を担うべき若い世代の新規雇用などへの影響が懸念されるところであり、慎重な対応を要すものと思われます。

以上

(出典：厚生労働省HP)